

議案第270号

市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

令和5年12月11日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、市道の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定する必要があるため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定について

市道の管理のかしに基づく損害賠償の額を次のように決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
████████████████████ ████████████████████	322,583円

2 事件の概要

令和4年11月17日午後6時頃、相手方██████氏が、市内東区青葉七丁目10番8号付近の市道を歩行中、当該市道に設置されていた側溝の蓋に足を乗せたところ、当該蓋が破損していたため当該蓋が落ち込み、当該側溝に同人が転落して負傷し、損害が生じたものである。